

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第19号

亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例

亀山市石水溪キャンプ場施設条例（平成17年亀山市条例第120号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>別表（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考</p> <p>[1～5 略]</p> <p><u>6 バンガロー施設において冷暖房設備を利用する場合は、1棟につき、午後4時から翌日午前9時までにあつては300円を、午前10時から午後3時までにあつては100円を当該利用料金に加算する。</u></p> | <p>別表（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考</p> <p>[1～5 略]</p> <p>[備考6を加える。]</p> |
| 備考 表中の [] の記載は注記である。 | |

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。